

## 目次

### 動物の愛護及び管理の基本的考え方

#### 今後の施策展開の方向

##### 1 基本的視点

- (1) 国民的な動物愛護管理活動の盛り上げ
- (2) 長期的視点からの総合的・体系的アプローチ
- (3) 関係者間の協働関係の構築
- (4) 施策の実行を支える基盤の整備

##### 2 施策別の取組

- (1) 普及啓発
- (2) 適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保
- (3) 動物による咬傷事故や迷惑問題の防止
- (4) 所有者明示（個体識別）措置の推進
- (5) 動物取扱業の適正化
- (6) 実験動物の取扱いの適正化
- (7) 産業動物の取扱いの適正化
- (8) 災害時対策
- (9) 人材育成
- (10) 調査研究の推進

##### 3 点検及び見直し

### 動物愛護管理推進計画の策定に関する事項

##### 1 計画策定の目的

##### 2 計画期間

##### 3 対象地域

##### 4 計画の記載項目

##### 5 策定及び実行

- (1) 多様な意見の集約及び合意形成の確保
- (2) 関係地方公共団体との協議
- (3) 計画の公表等
- (4) 実施計画の作成
- (5) 点検及び見直し

## 動物の愛護及び管理の基本的考え方

### (動物の愛護)

動物の愛護の基本は、人においてその命が大切なように、動物の命についてもその尊厳を守るということにある。動物の愛護とは、動物をみだりに殺し、傷つけ、苦しめることのないよう取り扱うことや、その習性を考慮して適正に取り扱うようにすることのみにとどまるものではなく、古くから広く我が国に根付いている「山川草木悉有仏性」という考え方に象徴されるように、動物の命というものに対して感謝と畏敬の念を払うとともに、人と動物とは生命的に平等な存在であるとする意識に根ざしたこの気持ちを命あるものである動物の取扱いに反映させることが欠かせないものである。

人は他の生物を利用し、ときとしてその命を犠牲にしなければ生きていけない存在である。動物の利用や殺処分を自然の摂理や社会の条理として直視し、厳粛に受け止める態度が必要となる場合もある。

しかし、だからといって、人を動物の圧倒的な優位者として捉え、動物の命を軽視したり、やみくもに動物を利用したりすることは誤りである。命あるものである動物に対してやさしい眼差しを向けることができるような態度なくして、社会における生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養を図ることは困難であると考えられる。

### (動物の管理)

人と動物とが共生する社会を形成するためには、動物の命を尊重する考え方及び態度を確立することにあわせて、動物の鳴き声や糞尿等による迷惑の防止を含め、動物が人の生命、身体又は財産を害することのないようにする必要がある。

動物は、その管理が不適切であった場合には、人の生命、身体又は財産に対する害を引き起こすことがある。害を引き起こさないように適切に管理するためには、係留・室内飼い、みだりな繁殖の防止等の措置を講じる等により動物の行動等に一定程度の制約を課すことが必要となる場合がある。また、所有者がいない動物に対する恣意的な餌やり等の行為のように、その行為がもたらす結果についての管理が適切に行われない場合には、動物による害の増加やみだりな繁殖等の動物の愛護及び管理上好ましくない事態を引き起こす場合があることについても十分に留意する必要がある。

動物が人と一緒に生活する存在として万人に快く受け入れられるためには、動物と社会との関わりについても十分に考慮したうえで、その飼養等を行うことが求められている。動物の飼養者は、自分が加害者になり得ることについての認識が希薄な傾向にあるが、すべての飼養者は加害者になり得るととともに、すべての国民が被害者になり得るものであるという認識の下に、飼い主は、動

物を所有等する者としての社会的責任を十分に自覚して、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。

(合意形成)

人々が動物に対して抱く意識や感情は、千差万別である。例えば、家庭動物等の不妊去勢、ねこの屋内飼養、動物実験や畜産等における動物の資源利用、様々な動物を食材として利用する食習慣、狩猟や釣り等の動物の捕獲行為、動物を利用した祭礼儀式、外来生物の駆除、個体数調整、安楽殺処分等については、それらが正当な理由をもって適切に行われるものである限り、動物の愛護及び管理に関する法律に抵触するものではないが、現実には、賛否両論が国内外において見受けられている。

このように、個々人における動物の愛護及び管理の考え方は、いつの時代にあっても多様であり続けるものであり、また、多様であって然るべきものである。しかし、万人に共通して適用されるべき社会的規範としての動物の愛護及び管理の考え方は、国民全体の総意に基づき形成されるべき普遍性・客観性の高いものでなければならないと考えられる。また、動物愛護の精神を国民に広く普及し、国民1人1人の身に付いた習しとして定着させるためには、我が国の風土や国民性を踏まえた動物の愛護及び管理の考え方を、国民的な合意のもとに形成していくことが必要であると考えられる。

## 今後の施策展開の方向

### 1 基本的視点

#### (1) 国民的な動物愛護管理活動の盛り上げ

- ・国民の共通理解の形成が重要
- ・しかし、これまでは共通理解が不十分で参加者層が限定的であったきらい
- ・今後は、多くの国民の共感を呼び、自主的な参加を幅広く促すことが必要

#### (2) 長期的視点からの総合的・体系的アプローチ

- ・対象動物や分野が広く、様々な実施主体が施策を実施又は関与
- ・ライフスタイルや価値観等のあり方に深く関わるものであり、因果関係が複雑で、施策の効果等もすぐには現れにくい
- ・このため、長期的視点に立って、総合的・体系的に各種施策が取り込まれるようにしていくことが必要

#### (3) 関係者間の協働関係の構築

- ・施策を円滑かつ効果的に進めるためには、関係行政機関、獣医師会、業界団体、愛護団体、調査研究機関等の協働関係の構築が肝要
- ・なお、関係者間の共通認識の形成を容易にするため、できる限り定量的・客観的な目標等を設定することも必要

#### (4) 施策の実行を支える基盤の整備

主として、次の措置が必要

- ・関係行政機関の予算措置及び組織体制の充実
- ・動物愛護管理センター等の拡充
- ・動物愛護推進員等の委嘱の推進
- ・動物愛護団体及び業界団体等の育成支援
- ・調査研究の推進等による知見の拡充

### 2 施策別の取組

#### (1) 普及啓発

現状と課題

- ・関係行政機関等によって普及啓発事業が行われてきているが、動物の愛護管理に関する国民の理解は十分とはいえない状況

- ・ 今後は、関係者の連携協力の下に、さまざまな機会をとらえた教育活動や広報活動等に取り組むことが必要
- ・ なお、特に子どもが心豊かに育っていくうえにおいて、動物との触れ合いや動物の適正な飼養の経験が重要

#### 講ずべき施策

- ・ 関係行政機関による普及啓発事業の実施（例：動物愛護週間行事の実施、普及啓発資料の作成、適正飼養講習会の開催等）
- ・ 学校、地域、家庭等における教育活動、広報活動等の実施

### （２）適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保

#### 現状と課題

- ・ 国民の約 3 分の 1 が動物を飼養、犬及びねこの飼養数は約 2500 万頭に増加
- ・ 一部では、遺棄や虐待等の問題が発生
- ・ 犬及びねこの引取り等は、従前に比べて大幅に減少したが、その絶対数は年間約 42 万匹にのぼっており、さらなる改善が必要

#### 講ずべき施策

- ・ 終生飼養の推進
- ・ 引取り数の減少
- ・ 殺処分数の減少
- ・ 遺棄、虐待の防止
- ・ みだりな繁殖を防止するための不妊去勢措置の推進

### （３）動物による咬傷事故や迷惑問題の防止

#### 現状と課題

- ・ 動物の不適切な飼養に起因して、危害及び迷惑問題が依然として発生
- ・ 当該問題は、感情的対立を誘発しやすい相隣关系的紛争としての性格を有していることもあるため、行政主導によるルール作り等が期待されているところ
- ・ 特定動物については、危害等が生じるおそれが高いことから、平成 17 年 6 月の法改正により、全国一律の飼養許可規制とされたところ

#### 講ずべき施策

- ・ 集合住宅でのペット飼養、地域ねこの適正管理等に係るガイドライン整備
- ・ 係留飼い、室内飼いの推進
- ・ 特定動物の飼養許可規制の周知徹底
- ・ 特定動物の選定基準のあり方の検討

#### (4) 所有者明示（個体識別）措置の推進

##### 現状と課題

- ・犬又はねこの所有者明示の措置率は、約25%にとどまっている
- ・また、その必要性等に対する理解も低い

##### 講ずべき施策

- ・所有者明示（個体識別）措置の必要性に関する意識啓発
- ・マイクロチップ等の所有者明示（個体識別）手段の普及のための基盤整備（例：リーダーの配備、埋め込み技術の普及、公的機関によるデータの一元的検索体制の整備など）

#### (5) 動物取扱業の適正化

##### 現状と課題

- ・平成17年6月の法改正により、届出制から登録制に移行
- ・動物取扱業のより一層の適正化を図るため、本登録措置の着実な運用を図る必要

##### 講ずべき施策

- ・登録措置の周知徹底
- ・優良業者の育成策の推進
- ・幼齢な犬及びねこの販売制限のあり方の検討

#### (6) 実験動物の取扱いの適正化

##### 現状と課題

- ・改正法で明確に位置づけられた「3Rの原則」、先般改定された「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」の周知徹底が必要

##### 講ずべき施策

- ・委員会等の設置、詳細な指針策定等による基準の周知徹底
- ・関係団体等との連携等による、当該周知が効果的かつ効率的に行われる体制の整備
- ・基準の遵守状況の定期的把握

#### (7) 産業動物の取扱いの適正化

##### 現状と課題

- ・生産者及び消費者の双方の側において、関心や理解が全般に低い状況
- ・欧米諸国の動きを見つつも、我が国固有の歴史文化や国民性等を踏まえた

産業動物の愛護のあり方を検討し、その普及啓発を進めていく必要

講ずべき施策

- ・ 産業動物の愛護のあり方の検討
- ・ 産業動物に係る愛護の必要性に対する普及啓発（消費者、生産者の双方）

#### （ 8 ） 災害時対策

現状と課題

- ・ 地震等の緊急災害の発生時には、被災動物の救護及び動物による人への危害防止措置が実施されてきているところ
- ・ 今後とも引き続きこれらの措置が、関係機関等の連携協力の下に迅速に行われるようにするための体制を、平時から確保しておく必要

講ずべき措置

- ・ 地域防災計画における位置づけの明確化等
- ・ 飼い主に対する啓発等（例：用品の備蓄、共同生活が可能となるような「しつけ」の徹底など）

#### （ 9 ） 人材育成

現状と課題

- ・ 課題によっては、民間の有識者等の協力が効果的な場合もある
- ・ このため、動物愛護管理推進員等の人材の育成等を推進していく必要

講ずべき措置

- ・ 全自治体における、協議会の設置及び動物愛護推進員等の委嘱
- ・ 官民の連携事業の実施

#### （ 10 ） 調査研究の推進

現状と課題

- ・ 学際的で多数の学会等にまたがっているため、知見等が体系的に整理されていない状況
- ・ 多くの国民の共感を呼び、自主的な参加を幅広く促すことができる動物愛護管理施策を進めるためには、科学的な知見等に基づいた施策展開も重要

講ずべき施策

- ・ 行政機関と調査研究機関との連携体制の整備
- ・ インベントリーの作成

### 3 点検及び見直し

- ・毎年度、指針の達成状況を点検し、その結果を施策に反映
- ・策定後概ね 5 年目に当たる平成 24 年度を目途として見直し（目標年次は平成 29 年度）



## 動物愛護管理推進計画の策定に関する事項

### 1 計画策定の目的

中長期的な目標設定等による計画的かつ統一的な施策の遂行

### 2 計画期間

原則として 平成 20 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日（10 年）

平成 20 年 3 月 31 日以前に、計画の策定を終了し、計画を開始することも考えられる。

### 3 対象地域

当該都道府県の区域

### 4 計画の記載項目

法定されている項目による他、地域の事情に応じた記載事項の追加及びそれらの構成のあり方等の検討が必要

（法定されている項目）

- ・動物の愛護及び管理に関し実施すべき施策に関する基本的な方針
- ・動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項
- ・動物の愛護及び管理に関する普及啓発に関する事項
- ・動物の愛護及び管理に関する施策を実施するために必要な体制の整備
- ・その他動物の愛護及び管理に関する施策を推進するために必要な事項

### 5 策定及び実行

（1）多様な意見の集約及び合意形成の確保

- ・検討会の設置等による、多様な意見、情報及び専門的知識の把握
- ・パブリック・コメント等の実施による、透明性の向上及び合意形成の確保

（2）関係地方公共団体との協議

- ・関係市町村の意見聴取

( 3 ) 計画の公表等

- ・ 公報等による公表
- ・ 環境大臣への報告

( 4 ) 実施計画の作成

- ・ 必要に応じた、年間実施計画等の策定

( 5 ) 点検及び見直し

- ・ 毎年度、計画の達成状況を点検し、その結果を施策に反映
- ・ 基本指針の改定等にあわせて、必要な見直しを実施

## 参考資料

### 動物の愛護及び管理の基本的考え方

#### (動物の愛護)

動物の愛護の基本は、人においてその命が大切なように、動物の命についてもその尊厳を守るということにある。動物の愛護とは、動物をみだりに殺し、傷つけ、苦しめることのないよう取り扱うことや、その習性を考慮して適正に取り扱うようにすることのみにとどまるものではなく、古くから広く我が国に根付いている「山川草木悉有仏性」という考え方に象徴されるように、動物の命というものに対して感謝と畏敬の念を払うとともに、人と動物とは生命的に平等な存在であるとする意識に根ざしたこの気持ちを命あるものである動物の取扱いに反映させることが欠かせないものである。

人は他の生物を利用し、ときとしてその命を犠牲にしなければ生きていけない存在である。動物の利用や殺処分を自然の摂理や社会の条理として直視し、厳粛に受け止める態度が必要となる場合もある。

しかし、だからといって、人を動物の圧倒的な優位者として捉え、動物の命を軽視したり、やみくもに動物を利用したりすることは誤りである。命あるものである動物に対してやさしい眼差しを向けることができるような態度なくして、社会における生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養を図ることは困難であると考えられる。

#### (動物の管理)

人と動物とが共生する社会を形成するためには、動物の命を尊重する考え方及び態度を確立することにあわせて、動物の鳴き声や糞尿等による迷惑の防止を含め、動物が人の生命、身体又は財産を害することのないようにする必要がある。

動物は、その管理が不適切であった場合には、人の生命、身体又は財産に対する害を引き起こすことがある。害を引き起こさないように適切に管理するためには、係留・室内飼い、みだりな繁殖の防止等の措置を講じる等により動物の行動等に一定程度の制約を課すことが必要となる場合がある。また、所有者がいない動物に対する恣意的な餌やり等の行為のように、その行為がもたらす結果についての管理が適切に行われない場合には、動物による害の増加やみだりな繁殖等の動物の愛護及び管理上好ましくない事態を引き起こす場合があることについても十分に留意する必要がある。

動物が人と一緒に生活する存在として万人に快く受け入れられるためには、動物と社会との関わりについても十分に考慮したうえで、その飼養等を行うことが求められている。動物の飼養者は、自分が加害者になり得ることについて

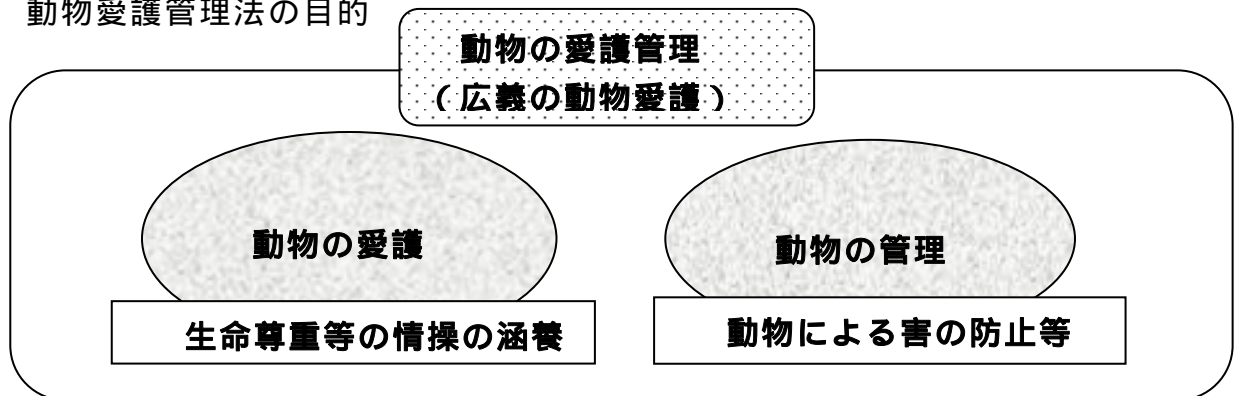
の認識が希薄な傾向にあるが、すべての飼養者は加害者になり得るとともに、すべての国民が被害者になり得るものであるという認識の下に、飼い主は、動物を所有等する者としての社会的責任を十分に自覚して、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。

(合意形成)

人々が動物に対して抱く意識や感情は、千差万別である。例えば、家庭動物等の不妊去勢、ねこの屋内飼養、動物実験や畜産等における動物の資源利用、様々な動物を食材として利用する食習慣、狩猟や釣り等の動物の捕獲行為、動物を利用した祭礼儀式、外来生物の駆除や個体数調整、安楽殺処分等については、それらが正当な理由をもって適切に行われるものである限り、動物の愛護及び管理に関する法律に抵触するものではないが、現実には、賛否両論が国内外において見受けられている。

このように、個々人における動物の愛護及び管理の考え方は、いつの時代にあっても多様であり続けるものであり、また、多様であって然るべきものである。しかし、万人に共通して適用されるべき社会的規範としての動物の愛護及び管理の考え方は、国民全体の総意に基づき形成されるべき普遍性・客観性の高いものでなければならないと考えられる。また、動物愛護の精神を国民に広く普及し、国民1人1人の身に付いた習しとして定着させるためには、我が国の風土や国民性を踏まえた動物の愛護及び管理の考え方を、国民的な合意のもとに形成していくことが必要であると考えられる。

動物愛護管理法の目的

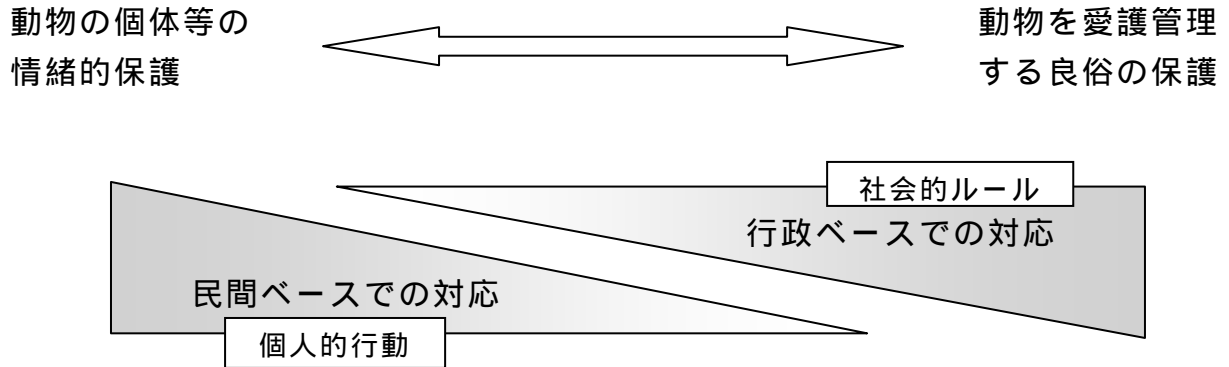


動物愛護管理法(抜粋)

(目的)

第1条 この法律は、動物の虐待の防止、動物の適正な取扱いその他動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止することを目的とする。

## 官民の役割分担



注：個人的行動と社会的ルールの境界は漸進的・連続的である。時代とともに、個人的行動での対応にとどまっていたものが、社会的ルールに昇華する場合もある。

## 欧米等との動物観の違い

	日本	欧米等
人と動物との関係	人間と生命的には平等（ただし、総体的価値としては人間が優位）。輪廻転生によって人間と動物とは相互転換する生命的に連続的な存在。	人間とは別の生命体であり、人間の従属物。人間のために存在し、人間が管理すべき責任を持っている存在。
飼養技術	生産性の豊かな稲作中心の文化等を背景に、十分に発達・普及せず。	生産性の乏しい自然・牧畜中心の文化等を背景に、発達・普及。
態度	情緒的・放任的な性格が強い。	合理的・科学的・操作的な性格が強い

## 死生観・安楽死に関する日英の考え方の違い

ブルース・フォークル（獣医師）等により行われた日本とイギリスにおける一般的な死と安楽死に対する獣医師の態度に関する調査(1988 他)では、人間以外の動物に魂があると思う人は、日本では77%であるのに対してイギリスでは19%になっている。また、飼い主の希望で健康な動物でも安楽死させる人は、日本では32%であるのに対してイギリスでは74%になっているなど、日本とイギリスの獣医の間には、顕著な差が見られることが明らかにされている。

質 問 注：主な質問項目のみを抜粋して掲載		はいと答えた人の割合 (%)	
		イギリス	日本
死 生 観 等	人間の死後の世界があると信じますか	43	55
	人間以外の動物に死後の世界があると思いますか	18	47
	人間以外の動物に魂があると思いますか	19	77
	人間以外の動物に意識(自己認識)があると信じますか	74	100
安 楽 死	動物の安楽死を肯定しますか	86	52
	飼主の希望で健康な動物でも安楽死させますか	74	32
	助かる見込みがほとんどない重症の動物が苦しんでいる場合、飼主の承諾なしでも安楽死させますか	88	3
	飼主が望めば助かる見込みがあっても重症の動物を安楽死させますか	91	40

(動物の保護及び管理に関するシンポジウム記録集 - 人と動物との明日をみつめて、同シンポジウム実行委員会、1989)

## 「動物の愛護管理の考え方等の違い」に関する参考事例

### 事例1 「ニワトリを食べる授業」

#### 事例の概要

秋田県内の小学校5年生のクラスで、「食と命の尊さ」を教えたいという担任の試みから、クラスで鶏を飼育して食肉として処理し、その肉で子どもがカレーを作って食べることを計画。しかし、飼育の途中段階で、反対する保護者から秋田県教育委員会に中止の要請があり、教育委員会からの指導で取り止めることとなったもの。

本授業の実施を支持する立場の意見の例（「いのちを食べる私たち、村井淳志(金沢大学教育学部)、教育史料出版会、2001」等）

- ・教育という場で「鶏を殺す」ということに、強い抵抗があることも理解可能。それは確かに「生き物を大切にしましょう」という飼育小屋のスローガンと矛盾。動物虐待に対する市民意識が敏感になっていることも背景にある。しかし、無意味に動物をいじめる動物虐待と、食べるために殺さざるをえないから殺す屠殺とを、混同することが問題。
- ・5年生になれば、食材としての鶏肉が自分の目の前に並ぶまでには、誰かがその鶏を育て、食肉処理し、流通され、購入しているという流れを理解可能。大人の感覚で生死の現場から子供を隔離すれば、命の大切さを知る機会を失う。神戸で起きた児童殺傷事件などを見ると、命の教育はますます重要になっている。

本授業の中止を支持する立場の意見の例（当該町の教育委員会、朝日新聞 2001/11/19）より抜粋）

- ・教育の場に「殺す」という言葉はそぐわない。「食」を教えるための教材としては明らかに不適當。愛情を注いで飼っていた鶏を食べる時が近づき、子供たちが「かわいそう」「嫌だ」と思うのはごく自然。
- ・クラスの子供に対するアンケート結果で賛否がほぼ同数だった時点で、授業の継続を再検討すべきであった。

#### その他の意見の例

- ・「食べなくとも」か「食べてこそ」か。他の命によって成り立つ人間の性と、命の重みとを知ることは大切だが、この2つを、同じ生き物で同時に学ぼうとしたところに若干の無理があった（朝日新聞）。

## 事例2 「飼養放棄等された犬・ねこの実験動物への転用」

### 事例の概要

動物愛護管理センター等（地方自治体の施設）に持ち込まれ、または捕獲収容された犬やねこを、大学等の各種研究機関に対して、有償または無償で実験動物として譲渡しているもの。

参考 このような譲渡を実施している自治体数は、年々、減少傾向（or ゼロに近い状態）にあるが、当該譲渡廃止の理由としては、収容数の減少及び引取り数の増加をあげているところもある。

### 実験動物への転用に反対する意見

- ・新しい飼主が見つからない場合は殺処分される命であることから実験動物として有効利用しようという考えは不適切。人間を信頼し家族同様に扱われてきた動物を苦痛と恐怖に満ちた実験に転用することは、動物愛護に反する行為。また、非人道的な行為。

### 実験動物への転用に賛成する意見

- ・動物愛護管理法では、動物実験の必要性を認めており、適切な実験方法（例：みだりに苦痛を与えないなど）であるならば適法な行為。
- ・犬やねこを使用しなければならない実験もあり、転用を中止しても、別途に動物実験専用の犬やねこの飼育や繁殖を行うだけのことであり、有効利用することが妥当。
- ・非傷的な動物実験方法もあり、実験動物＝致死、というのは短絡的な見方。

### その他の意見

- ・いったん社会の中でペットというカテゴリーが成立した後は、愛の対象として消費される動物と、食べる対象として消費される動物は峻別される。ペットとして飼育した動物を屠殺するというのは、動物とのかかわり方における異なった文脈を不自然に交錯させるもの。

### 出典

環境省資料

「いのちを食べる私たち、村井淳志(金沢大学教育学部)、教育史料出版会、2001」  
等



### 事例3 「ノラねこへの餌やり」

#### 事例の概要

公園等にいるノラねこに対して、定期又は不定期に餌をやるなどして飼養するもの。その飼養の形態は、ねぐらは公園等であるとか、ふん尿の始末をきちんとしないなどの飼い猫としての管理責任が薄いか又はない状態（いわゆる「飼主のいない状態」）であることが多い。

#### 餌やりに賛成する意見

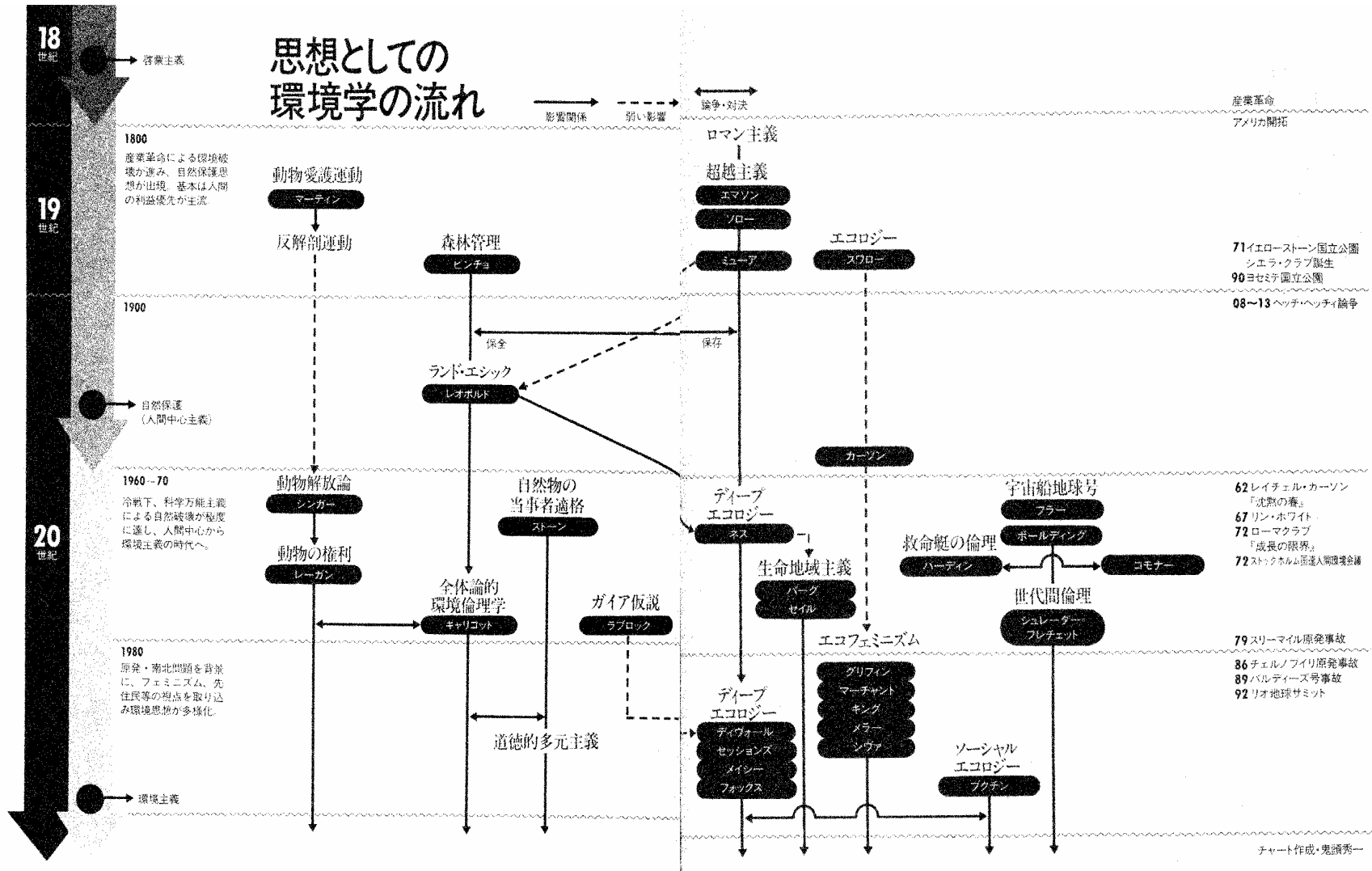
- ・ねこは好きでノラねこになっているわけではないことから、できる範囲内でできることをやるのは、人としての当然の努め。
- ・劣悪な条件下にあるノラねこを見て、せめて餌だけでもあげたい、というのは、人としてのごく自然な感情。餓死等を見過ごすことは困難。

#### 餌やりに反対する意見

- ・ノラねこが必要以上に定着・繁殖することになり、そのふんや尿などでの迷惑被害が増える。
- ・不妊処置等の飼育者責任を果たさない状況での安易な飼養は、ノラねこという不幸なねこを、いたずらに増やしていくだけ。
- ・恣意的に餌をやること、餌やりだけをして糞尿の始末などをしないことは、ある意味において自己満足に過ぎず無責任。餌をやるのであれば、自宅に連れて行って飼養すべき。

出典：環境省資料

環境倫理、生命倫理等に関する思想の流れ



「鬼頭秀一、環境学の系譜 思想潮流の三段階論、アエラムック4 環境学がわかる、1994」より抜粋

## 「人間中心主義と非人間中心主義」

人間に与えられているのと同じような権利を与える対象をどこまで拡大し、拡大した対象に対してどのような内容の権利を認めるべきかということを論点とする論争がある。

苦痛などを感じることができる感覚能力を持った生物については、ほぼ人間と同様の権利を認めるべきとする考え方もあれば、人間と自然との関係や自然物そのものに畏敬の念を持つことこそが自然の権利を保障していることとする考え方もある。

所詮は、人間だけが考えて行動できることから、非人間中心主義といっても、自然物が倫理行為主体になるのではなく、倫理的に配慮すべき対象(倫理対象)になるといっているという点では、自然物をどう考えるかという人間の倫理に過ぎないという主張もある。

## 「広義又は狭義の環境倫理」

環境倫理とは、広義には、環境を大切に作る配慮や心構えのことであるといわれている。従って、「動物の権利」などの考え方もこの中のメニューの一つになっている。

しかし、狭義の環境倫理とは、自然物の生存権、世代間倫理、地球全体主義の3つを特徴とする考え方として捉えられており、「動物の権利」などの考え方と合い入れないものであると分類している人もいる。

## 「動物の権利 (P.シンガー)」

動物を殺したりしてよいというのは、人間という種だけが優れているとみなしている「種差別」であり、「人種差別」に類したものであるという考え方である。従って、人間以外の動物でも、快楽や苦痛を感じる能力をもつものについては、一定の権利を保障すべきであるとしている。

なお、動物の権利(アニマルライト)は、情緒的・感傷的なものではなく、理性的・科学的なものであるといわれている。

## 動物に対する意識(動物観)の違いに関する主な調査研究や著述

中川志郎(動物の保護及び管理に関するシンポジウム記録集 - 人と動物との明日をみつめて、同シンポジウム実行委員会、1989)

(日本)

日本人の動物に対する考え方には、3つの特徴がある。

豊かな採集経済の段階が非常に長く続いたために、西欧諸国のように動物を飼養する牧畜文化が発達しなかったことから、動物を科学する歴史を日本人は持たなかったこと。日本の動物保護は、権力を伴って常に過度に行われ、その反動でもとに戻るといふ繰り返しがいくつもあったこと。

殺生禁断の思想が、食肉習慣が一般化した現在にあっても、潜在的に大きな影響を及ぼしていること。

(欧米)

生産力の乏しい土地を背景にして、動物を含む自然資源の持続的な利用の方法論について、科学的に考えざるを得ない状況にあった。

動物に対する日本的な倫理感といったものを、現代的・西洋的な動物愛護の思想に加味することによって、日本的な、ある意味では他の国よりも内容的にすぐれた動物愛護運動が、今後の展望として展開可能。

青木人志(動物の比較法文化、有斐閣、2002)

日本とドイツ等では、動物界と人間界の包含関係や対象動物についての意識の違いが存在。

(日本)

動物が人間の世界に入ってきては戻ってゆくといいように、相互に交流しつつも、それぞれの世界は別にあるという意識。人間界のほんの周縁部だけが動物界と交錯し、2つの世界は基本的に別世界として並立。「ごんぎつね型」の世界観。

日本の動物愛護法は、出発点こそ牛馬保護であったが、現在、最も関心を集めているのはペット。動物取扱業の対象動物からも、畜産動物や実験動物は除外。都市生活者のペット保護が動物愛護法の中心的な問題とされる都市型。

(ドイツ等)

ドイツの動物保護法では、「同じ被造物としての動物に対する責任」という規定を目的規定に挿入し、神は人間と動物を作り、人間に動物を支配させる責任を与えているという創世記で語られている「創世記型」の世界観を表現。人間と動物との関係は、人間界が動物界をすっぽり包含。人間による保護管理(支配)なくしては、動物界が存立しえなくなっているという自然科学的な現実の存在を見据えるととも、人間を動物の圧倒的な優位者(支配者)として両者の断絶を強調するあまり人間だけを感覚ある存在だとしたことへの反省に根ざしたもの。

西欧動物愛護法が基本的には馬を中心とする使役動物の保護から出発し、一貫して畜産動物や実験動物の保護に深い関心と配慮を払ってきている。使役動物や畜産動物の保護を重視する農村型。一種の職業倫理に根ざしたものと推量可能。

梅原猛（共生と循環の哲学、小学館、1996）

アニミズムと融合して日本化した仏教を生命(自然)中心主義として高く評価。近代化の中で忘却された日本的仏教思想の伝統の復権を21世紀を救う思想として強調。その評価の中心は、山川草木悉有仏性(さんせんそうもくしつうぶっしょう)のスローガンに代表される生命平等主義と、輪廻思想に象徴される人間と自然の間の循環思想にある。

亀山純生（日本の仏教思想における動物観（動物観研究 No5）、動物観研究会、1999）

総論ないしオモテの論理では、不殺生戒・山川草木悉有仏性・輪廻転生思想に象徴される、生命中心主義・生命平等主義であって動物と人間の循環と相互転換のフレームを持つが、動物と人間は対等ではなく、あくまでも動物を劣位に置く構造。

また、この思想は、動物供養の儀礼によって、人間が動物を利用・殺傷することを正当化し、動物殺傷・利用の規範的禁止や心理的抵抗を軽減する各論レベル・ウラの論理と不可分であり、かかる2面性を持つことで、民衆に保持されてきた。

高柳敦・若生謙二・石田おさむ・亀山章、日本人の動物に対する態度の特性について、造園雑誌 Vol.55No.5、日本造園学会、1992）

日本人の動物に対する態度として、審美的態度がもっとも多く見られ、ついで宿神論的、倫理的の順となっている。このことから、日本人の動物に対する態度の特徴として、動物を心理的・情緒的にみる傾向が強いことが明らか。これに対して、自然主義的態度や生態学的態度がやや少ないことから、動物に対する客観的・倫理的態度は相対的に少ないと考えられる。また、動物を実用や支配の対象とした即物的に扱う態度が少ないことも明らか。

千葉徳爾（狩猟伝承研究（総括編、補遺編、再考編）、風間書房、1986・1990・1997）

日本人の動物観の基本をなしているのは、敬して遠ざけるといふ、係わりをもたないといふ係わり方。係わりをもたないといふことは、お互いに干渉することなく、それぞれの存在を認めるといふこと。

中村生雄（東北学 vol 3 - 狩猟文化の系譜、東北芸術工科大学、2000）

人類文化には動物殺しの罪責感を解消・軽減する方法にしたがっておおむね2つの流れがある。その一つは、動物を神の賜物とみなして神に贈り帰す供犠の文化。もう一つは、殺した動物の霊を弔う供養の文化。

ときとして、かかる供養等は、自然の資源を組織的・効率的に奪取して利用することを許容する現代的なシステムとして機能する場合もある。

中村禎里（「中村生雄、祭祀と供犠 - 日本人の自然観・動物観、法蔵館、2001」の引用を参照）

人間は生存維持のために動物を殺さざるを得ないが、それに伴う罪責の思いや心の痛みを消去する仕組みが備わっている。それは、動物を神からの賜物と理解したり、殺した動物の霊を弔うなどの仕組みがある。

林良博（林良博ら、ヒトと動物 - 野生動物・家畜・ペットを考える、朔北社、2002）

わたしたち科学をする者が「汎生的世界観」の人々を言い負かしたとしても、どれほどの価値があるか疑問。むしろ「汎生的世界観」の中に20世紀の科学技術が犯した過ちを正す糸口を謙虚に探し出そうと努力するのが21世紀に科学しようとする者がとるべき態度。

汎生的世界観：しばしば漠然とアニミズムと呼ばれるもの。川田順造（広島市立大学）のいうように、「人間以外の生物や無生物にも、人間を比喩的に拡大してあてはめ、つまり擬人化し、いけにえを捧げたり、祈願したり、交渉したりする。人間が比喩の基である点で認識の面でも、一方人間の利益を優先している点で実践の上でも、人間中心ではあるが、しかし自然は解読し、支配すべき対象ではなく、自然に対する畏怖がある。かといって、人間も他の生物と同格で自然の一部であるとする明確な自覚はない。」という雑多な感じ方や生き方の総称。

安田喜憲（日本文化の風土、朝倉書店、1992）

日本人の自然観の特色は、円環的・循環的。限られた資源を有効に利用し、自然を破壊しつくさない、自然 = 人間の循環系に立脚した文明を継承・発展。

対して、西欧は、自然 = 人間搾取系であり、自然の側から見れば、一方的に搾取されるといった自然搾取型の文明の性格を持つ。その搾取型の地域システムの核となっているのが「家畜」。

## 今後の施策展開の方向

### 1 基本的視点

- ( 1 ) 国民的な動物愛護管理活動の盛り上げ
  - ・国民の共通理解の形成が重要
  - ・しかし、これまでは共通理解が不十分で参加者層が限定的であったくらい
  - ・今後は、多くの国民の共感を呼び、自主的な参加を幅広く促すことが必要
- ( 2 ) 長期的視点からの総合的・体系的アプローチ
  - ・対象動物や分野が広く、様々な実施主体が施策を実施又は関与
  - ・ライフスタイルや価値観等のあり方に深く関わるものであり、因果関係が複雑で、施策の効果等もすぐには現れにくい
  - ・このため、長期的視点に立って、総合的・体系的に各種施策が取り込まれるようにしていくことが必要
- ( 3 ) 関係者間の協働関係の構築
  - ・施策を円滑かつ効果的に進めるためには、関係行政機関、獣医師会、業界団体、愛護団体、調査研究機関等の協働関係の構築が肝要
  - ・なお、関係者間の共通認識の形成を容易にするため、できる限り定量的・客観的な目標等を設定することも必要
- ( 4 ) 施策の実行を支える基盤の整備  
主として、次の措置が必要
  - ・関係行政機関の予算措置及び組織体制の充実
  - ・動物愛護管理センター等の拡充
  - ・動物愛護推進員等の委嘱の推進
  - ・動物愛護団体及び業界団体等の育成支援
  - ・調査研究の推進等による知見の拡充

### 動物愛護管理行政の概要

動物愛護管理法に基づく具体的措置については、地方公共団体（都道府県・政令指定都市・中核市等）が自治事務として実施し、環境省は、各種基準等の策定、普及啓発、都道府県等の支援等を実施。

( 1 ) 国 ( 環境省 )

1 ) 組織

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

2 ) 業務内容

動物愛護管理の基本指針の策定

動物愛護週間行事等の普及啓発事業の実施

動物の適正な飼養保管、処分等のための各種基準の策定

動物取扱業者の遵守すべき基準の策定

特定動物の指定 ( 政令 )

地方自治体の取組みへの支援

3 ) 予算

平成 18 年度 約 1 億 2 千万円

( 2 ) 地方公共団体

1 ) 組織

都道府県・政令指定都市・中核市の 9 8 自治体等。担当部局のほとんどは公衆衛生部局。

2 ) 業務内容

普及啓発事業の実施 ( 都道府県、政令市、中核市等 )

動物取扱業者に係る規制の実施 ( 都道府県、政令市 )

特定動物飼養に係る規制の実施 ( 都道府県、政令市 )

多数の動物の飼養に伴う迷惑行為に対する勧告等の措置 ( 都道府県 )

犬及びねこの引き取り ( 都道府県、政令市、中核市 )

愛護推進員の委嘱、協議会の設置 ( 都道府県、政令市、中核市等 )

3 ) 予算

平成 15 年度 4,200 万円 / 1 自治体



## 2 施策別の取組

### (1) 普及啓発

#### 現状と課題

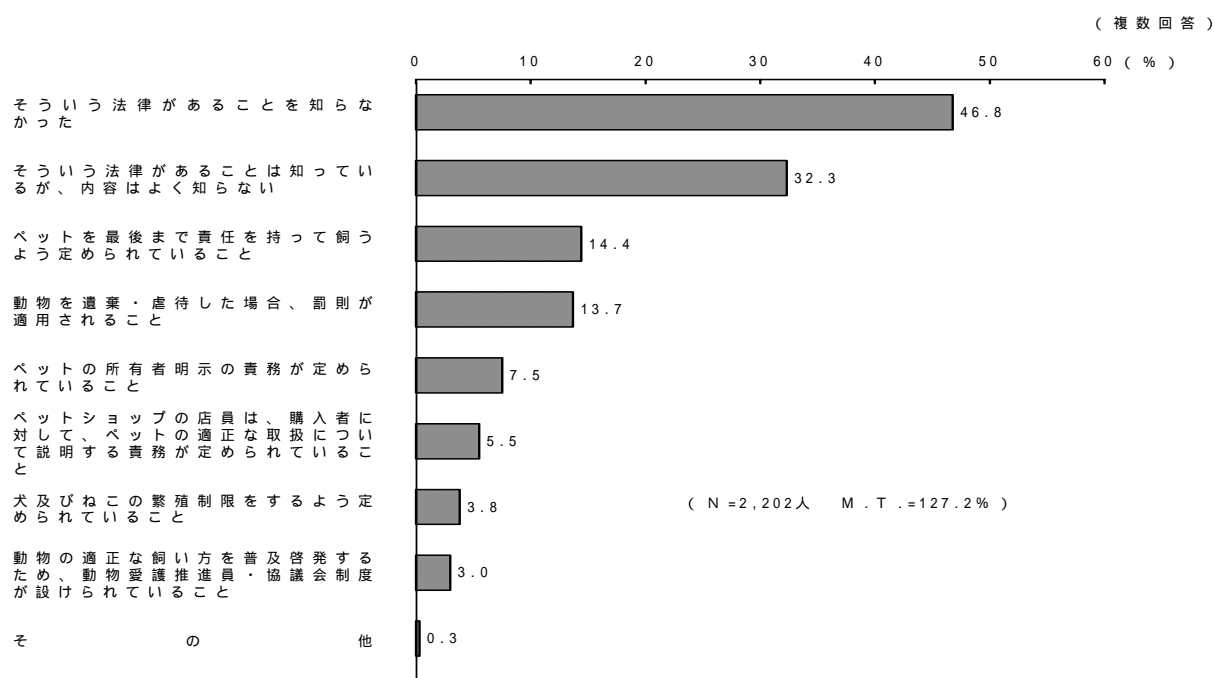
- ・ 関係行政機関等によって普及啓発事業が行われてきているが、動物の愛護管理に関する国民の理解は十分とはいえない状況
- ・ 今後は、関係者の連携協力の下に、さまざまな機会をとらえた教育活動や広報活動等に取り組むことが必要
- ・ なお、特に子どもが心豊かに育っていくうえにおいて、動物との触れ合いや動物の適正な飼養の経験が重要

#### 講ずべき施策

- ・ 関係行政機関による普及啓発事業の実施（例：動物愛護週間行事の実施、普及啓発資料の作成、適正飼養講習会の開催等）
- ・ 学校、地域、家庭等における教育活動、広報活動等の実施

### 動物の愛護及び管理に関する法律の周知度

平成15年7月実施の世論調査報告書によると、「動物の愛護及び管理に関する法律があることを知らなかった」と回答した者が全体の47%、「そういう法律があることは知っているが、内容はよく知らない」と回答した者が32%で、計79%が「あることを知らない、又は内容をよく知らない」状況である。



## 動物愛護週間行事の実施状況

### ( 1 ) 中央行事 ( 平成 1 7 年度 : 環境省 )

主催	* 実行委員会 環境省、東京都、台東区、( 財 ) 日本動物愛護協会、( 社 ) 日本動物福祉協会、( 社 ) 日本愛玩動物協会、( 社 ) 日本動物保護管理協会、( 社 ) 日本動物園水族館協会 他
行事名	動物愛護フェスティバル 動物愛護セレモニー 動物愛護シンポジウム アトラクション
期日	9月23日(祝)～9月24日(土)
場所	上野恩賜公園内(野外ステージ、上野動物園) 東京国立博物館平成館講堂
行事内容	愛犬しつけ方教室、聴導犬の実演、犬猫のもらい手さがし写真展、ペット写真展、動物クイズ広場、各種ブース展示、子供広場、動物愛護作品コンテスト表彰 他 動物愛護講演会 テーマ「愛情はたっぷりと責任はしっかりと」 事例研究会(「ねこについて考える～暮らし・環境・危機管理～」をテーマとした事例研究会)

### ( 2 ) 地方行事

都道府県、政令都市、中核市 9 8 自治体中その 9 0 % に当たる 8 8 の自治体が動物愛護週間行事を実施している。

### 行政機関による普及啓発事業

国や自治体によって行われている各種の普及啓発事業は下記のとおりである。

#### ( 1 ) 国

適正飼養の指針となる説明マニュアルの作成  
適正飼養に関する講習会の実施  
適正な飼養管理、繁殖制限、個体識別に関するモデル事業の実施

#### ( 2 ) 地方公共団体 ( 例 )

適正飼養、繁殖制限等に関する地域における指導  
犬のしつけ方教室の開催、マナーアップキャンペーンの実施  
動物愛護推進員の活動報告会の実施  
学校における動物愛護教育  
動物とともに高齢者宅を訪問する動物ふれあい訪問活動の実施  
愛護団体による出張ミニ講習会への支援  
ホームページ、各種普及啓発資料の作成

( 2 ) 適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保

現状と課題

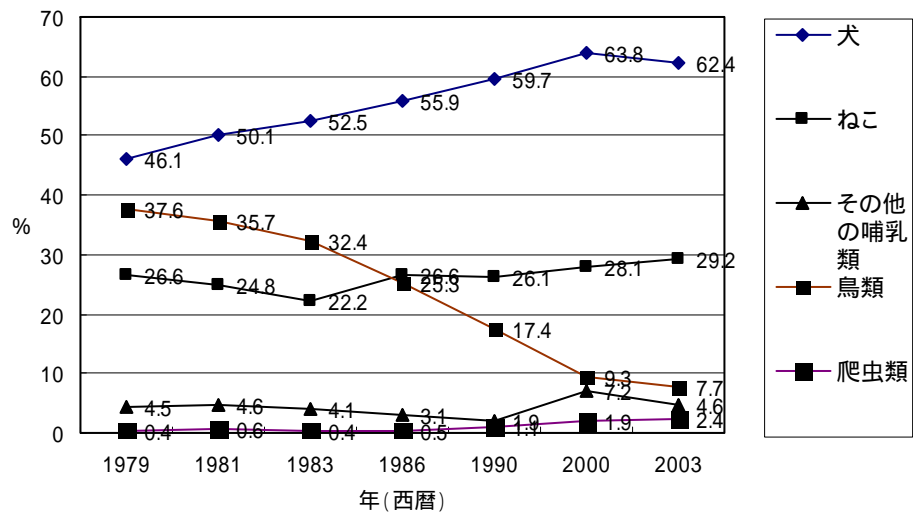
- ・国民の約 3 分の 1 が動物を飼養、犬及びねこの飼養数は約 2500 万頭に増加
- ・一部では、遺棄や虐待等の問題が発生
- ・犬及びねこの引取り等は、従前に比べて大幅に減少したが、その絶対数は年間約 42 万匹にのぼっており、さらなる改善が必要

講ずべき施策

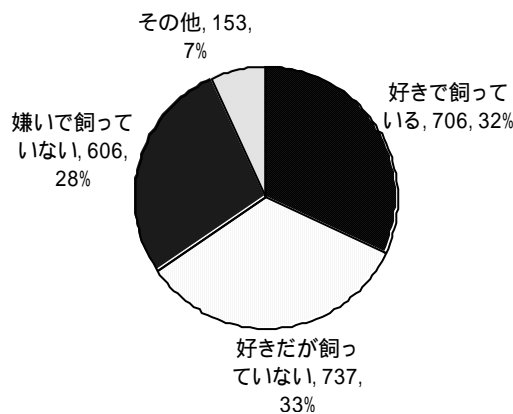
- ・終生飼養の推進
- ・引取り数の減少
- ・殺処分数の減少
- ・遺棄、虐待の防止
- ・みだりな繁殖を防止するための不妊去勢措置の推進

家庭動物の飼養状況

飼養している家庭動物の種類



家庭動物の飼養の有無



## 我が国における動物の飼養数（推計値）

（万頭）

	哺乳類	鳥類	爬虫類	両生類	魚類	合計
家庭動物	2397	1606	36	-	3446	6971

## 推計方法等

世帯数×動物飼養率×動物種飼養率×平均飼養頭数(1.4)（飼養率は世論調査による。鳥類の平均飼養数は10、魚類は15と仮定。哺乳類の平均飼養頭数はペットフード工業会調査の犬及びねこの平均値による）。なお、ペットフード工業会の調査によれば、犬及びねこの飼養数は2500万頭であるとされている。

## 動物愛護管理法の違反件数等

（単位：人）

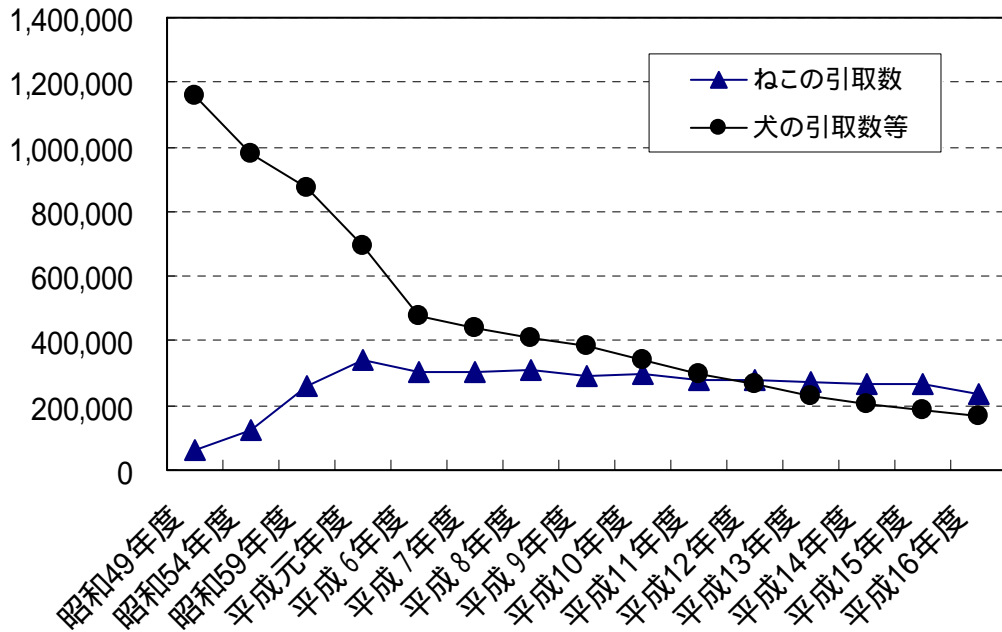
年 別	通常受理	起 訴	不 起 訴
昭和 49年	13	8	4
50年	6	4	1
51年	6	4	9
52年	9	3	4
53年	5	4	3
54年	6	3	3
55年	4	2	1
56年	10	5	1
57年	5	2	5
58年	6	3	1
59年	6	3	3
60年	3	2	2
61年	5	3	0
62年	5	2	4
63年	3	0	3
平成 元年	7	3	3
2年	3	2	2
3年	7	4	1
4年	11	4	0
5年	9	4	4
6年	11	2	9
7年	2	3	1
8年	12	1	11
9年	12	5	7
10年	8	4	4
11年	3	0	3
12年	14	4	11
13年	18	7	10
14年	39	18	22
15年	12	3	9
16年	27	8	21

出典：検察統計年報 注）起訴又は不起訴が翌年に繰り越される場合もある。

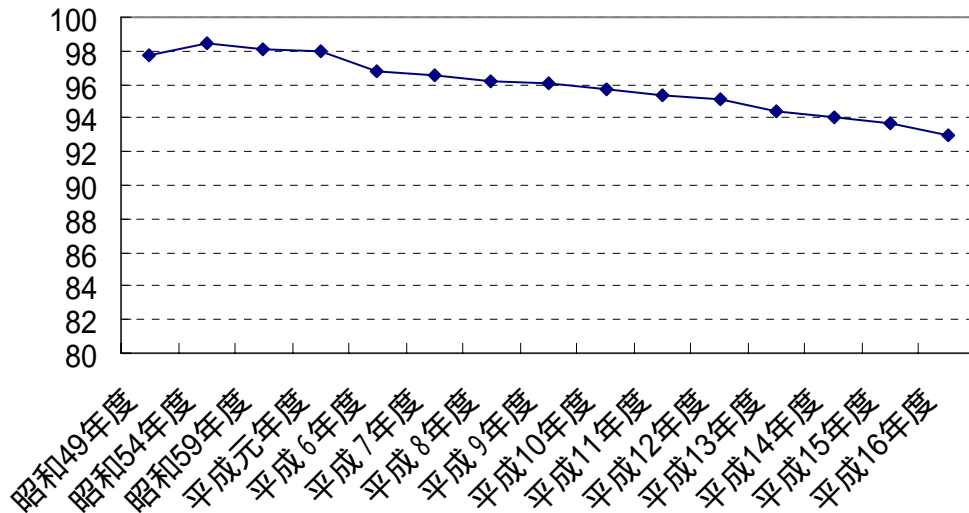
## 犬及びねこの引取り数等

平成16年度の引取り数等は約42万頭(犬18万2千頭、ねこ23万9千頭)で、殺処分率は約94%である。

(動物愛護管理法：322,734頭、狂犬病予防法：95,753頭)



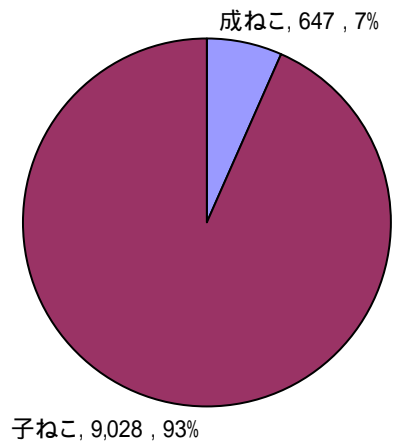
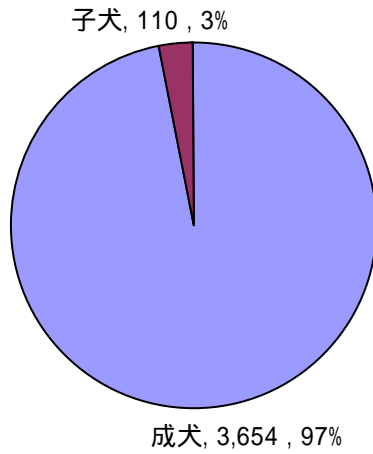
## 殺処分率



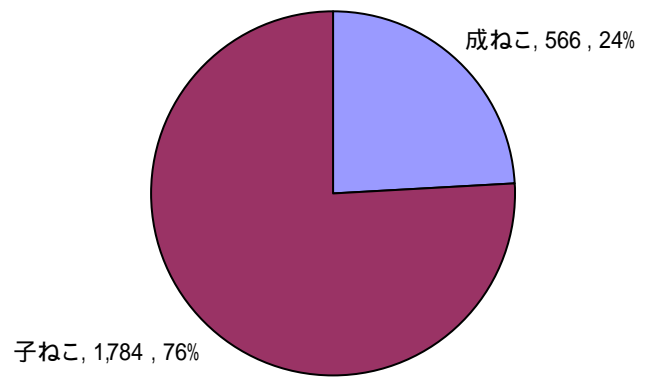
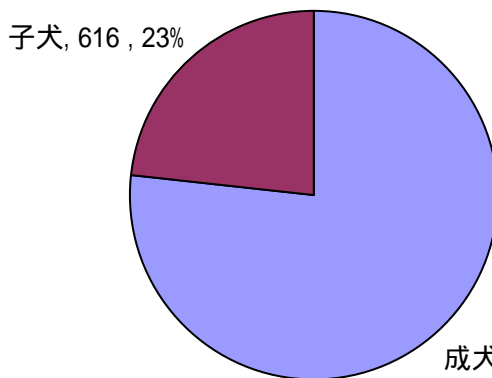
注) 犬の引取り数等は、動物愛護管理法に基づく引取りと狂犬病予防法に基づく徘徊犬の収容頭数(返還分を除く)を足した数。なお、犬の引取り数と徘徊犬収容頭数との間には、一部重複集計あり。

## 引き取られた犬ねこにおける幼齢動物の割合

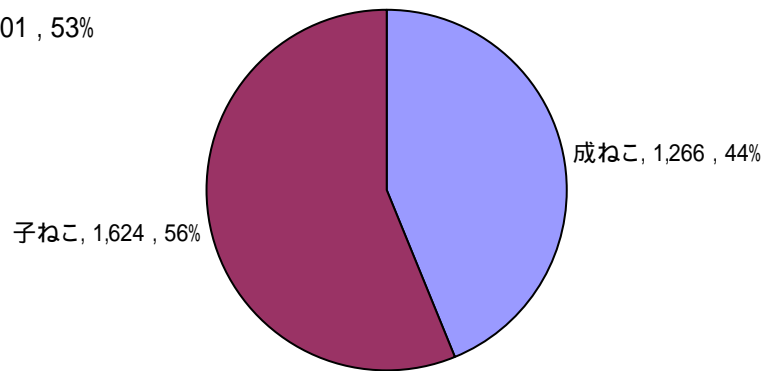
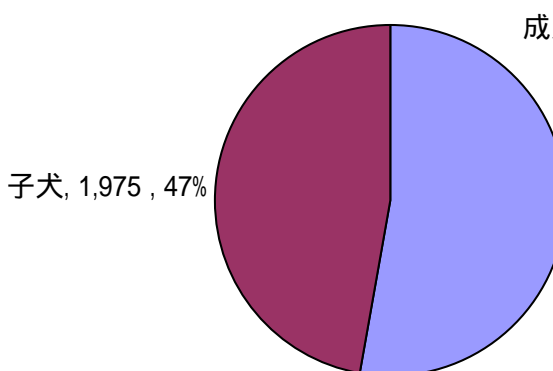
### 東京都



### 愛媛県

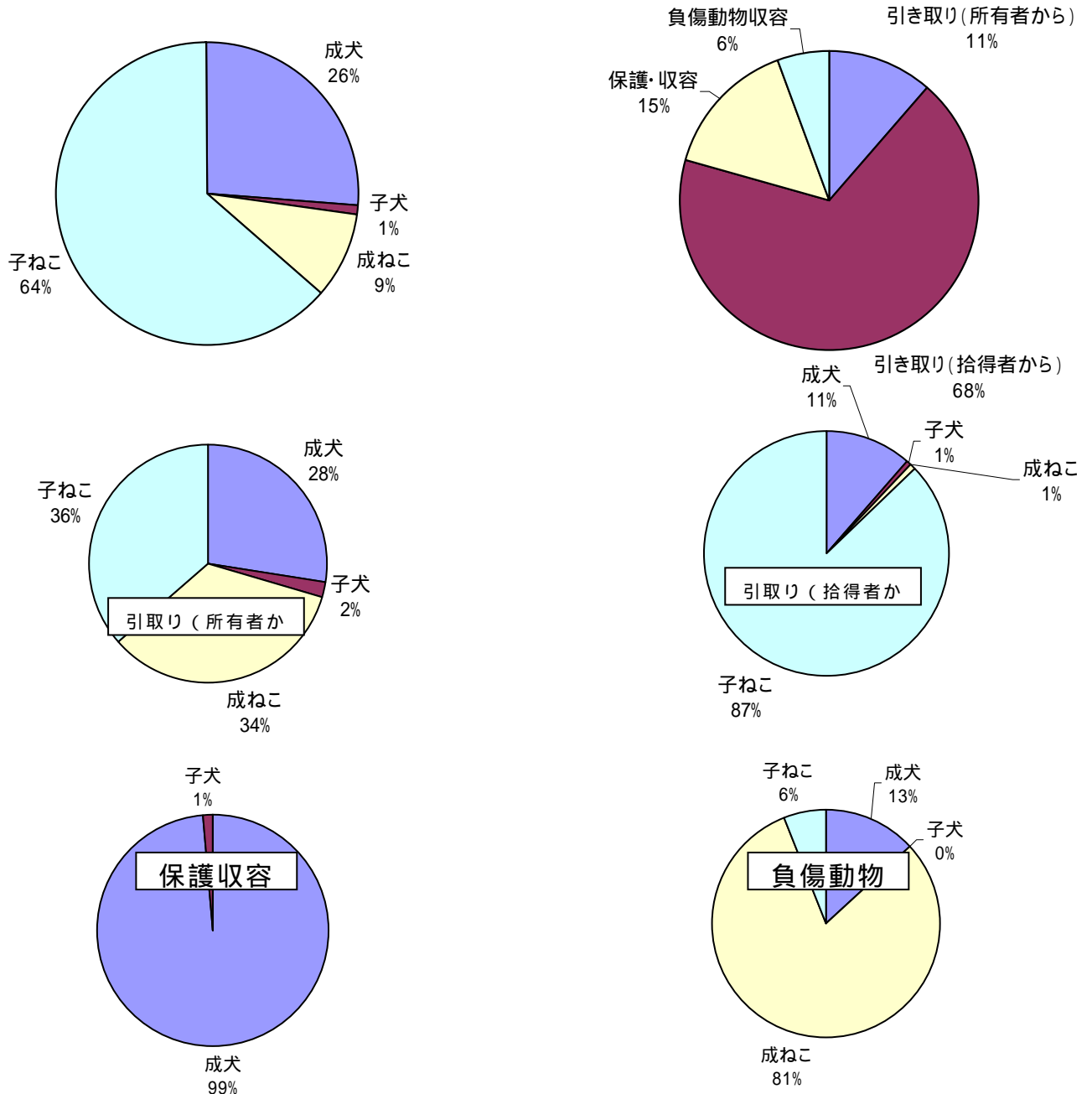


### 青森県

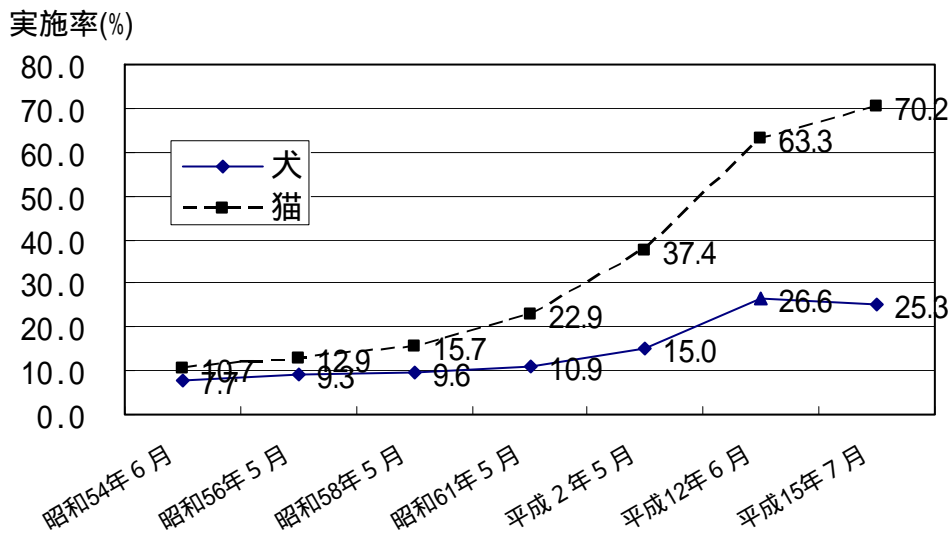


東京都において引き取られた犬ねこの内訳（平成14年度）

		合計	引取り			保護・収容	負傷動物収容
			小計	所有者から	拾得者から		
計		14,263	11,316	1,631	9,685	2,123	824
犬	小計	3,870	1,641	482	1,159	2,123	106
	成犬	3,759	1,559	450	1,109	2,095	105
	子犬	111	82	32	50	28	1
ねこ	小計	10,377	9,675	1,149	8,526	-	702
	成ねこ	1,299	647	557	90	-	652
	子ねこ	9,078	9,028	592	8,436	-	50

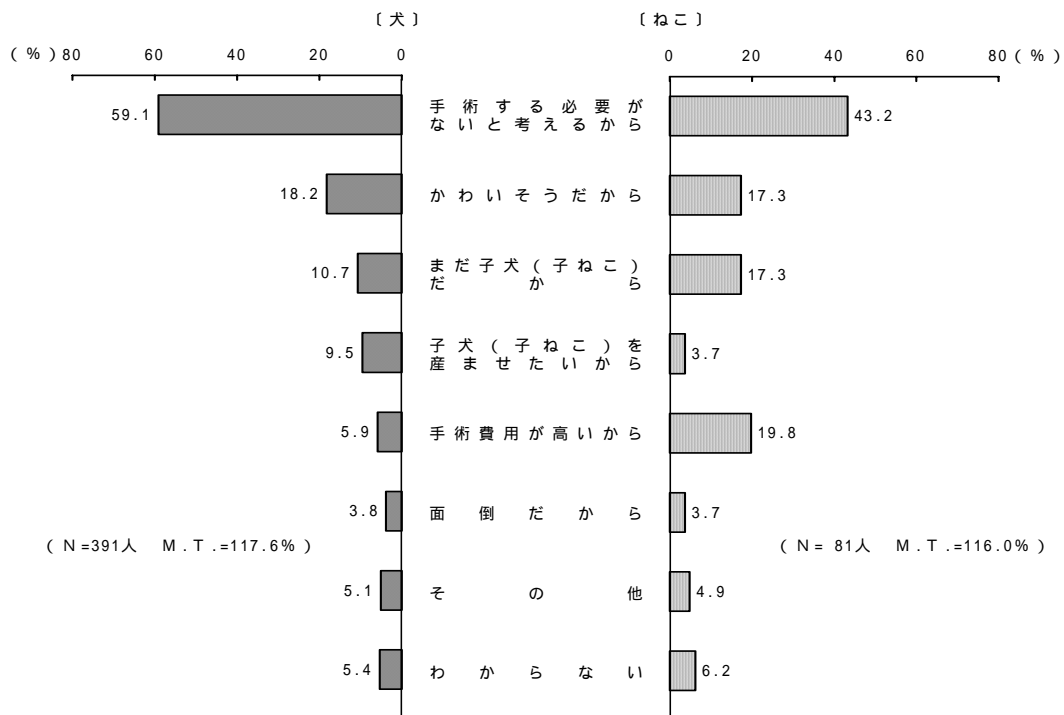


## 去勢・不妊手術の実施状況（昭和54年～平成15年）



## 去勢・不妊手術をしていない理由

〔犬またはねこを「飼っている」と答えた者で、去勢・不妊手術を「していない」または「一部していない」と答えた者に、複数回答〕



出典：平成15年世論調査